

意商道場2019



～講義とディスカッションで楽しむ90分～
6月開場のお知らせ



特許・意匠と商標は、「知的財産」として一括りにされることが多いですが、保護対象はもちろん、法目的も異なります。実務においても、商標特有の検討事項が数多く存在します。

そのうちの1つとして、審査において先行商標が引用された場合に、その権利者（出願人）との交渉や先行商標を失効させることにより引用商標を克服するという、商標特有の拒絶解消方法があります。このような拒絶解消方法は、日本・海外を問わず一般的なものであり、決して珍しい方法ではありません。一般的であるが故に、他社の出願審査において自社商標が引用されれば、先行商標の権利者（出願人）として、このような事案に突然巻き込まれることも少なくありません。

今回の意商道場では、日本と海外主要国の審査制度を紹介しつつ、「出願人」側と「引用商標権者」側の両方の視点から、交渉・当事者系手続を進める際に、どのような点に留意すべきなのかについて、初級レベルの方にも分かりやすく、クイズ形式、ワークショップ形式を含めてディスカッションしたいと思います。

「意商道場」は通年で4回。各回完結型でディスカッションを含め90分間を予定しています。「意商道場」終了後には、ささやかではありますが、毎回、懇親会を開催します。

【募集対象】企業知財のご担当者様（初級～中級クラスの皆様）

【人数】ディスカッションを行ないます関係上、毎回20名様までの先着順と致しますこと、ご理解をお願い致します。

*講義内容は、これまで開催させて頂きました、2017年度「知財塾」、2018年度「意匠道場」、と重複する内容がありますこと、ご了承ください。

【年間スケジュール予定】

第1回：令和元年 6月12日（水）

【商標】中間対応としての交渉・当事者系手続について

第2回：令和元年 9月11日（水）

【意匠】特殊な意匠出願（関連、部分、秘密）の活用について

第3回：令和元年11月13日（水）

【商標】商標の識別力向上メソッド-3条拒絶回避のために

第4回：令和2年 2月 5日（水）

【意匠】意匠法改正について

【第1回テーマ】

商標

中間対応としての交渉・当事者系手続について

中間対応としての交渉・当事者系手続を進める際に、「出願人」側と「引用商標権者」側の両方の視点から、どのような点に留意すべきなのかについてクイズ形式、ワークショップ形式を含めてディスカッションしたいと思います。

勉強会 18:30～20:00

懇親会 20:00～21:30



開催日

第1回：令和元年 6月12日（水）18時30分～20時00分

開催場所

特許業務法人深見特許事務所 会議室

（大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト26階）

募集人数

20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

発表担当

特許業務法人深見特許事務所

商標法律部 原 智典 弁理士

受講料

無 料（原則として大阪発明協会会員限定）

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

大阪発明協会会員限定勉強会 「意商道場2019」 第1回参加申込書

大阪発明協会行
FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

開催日	テーマ	定員
6月12日(水) 18時30分～20時00分	【商標】中間対応としての交渉・当事者系手続について	20名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	懇親会(無料:20:00～) (いずれかに○をつけて下さい)	E-mail
			参加する 参加しない	
			参加する 参加しない	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

※20時閉演のあと、懇親会(無料)を開催します。時間に余裕がありましたら是非ご参加下さいますようよろしくお願いいたします。

◆電車によるアクセス◆

- ◇地下鉄/京阪ご利用の場合
 - 京阪中之島線「渡辺橋」駅下車
13番出口直結
 - 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車
4番出口直結
 - 地下鉄御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋」駅下車7番出口より徒歩6分
- ◇JRご利用の場合
 - JR「大阪」駅桜橋口より徒歩11分
 - JR東西線「北新地」駅下車11-5番
出口より徒歩8分

◆深見特許事務所入室方法◆

17:30以降、事務所扉が施錠されます。内線電話がありますのでお呼び頂ければ開錠いたします。大幅に遅れられた場合、内線電話に誰も出ない可能性があります。その場合は事務所にお電話(06-4707-2021)を頂ければ所員が開錠いたします。